

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	宗教法人法	法令の番号	昭和26年法律第126号
許認可等の種類	宗教法人の規則の変更の認証	根拠条項	第28条
審査基準	<p>宗教法人の規則の変更の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) 法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、規則の変更の手續に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手續を調査する。</p> <p>(2) 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、次の点に留意する。          公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを確認すること。          公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。</p> <p>(3) 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行う。</p>		
受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課
		交付機関	法務私学課
		標準処理期間	90 日
		標準経由期間	日
		目次	NO